

平成 20 年 7 月 31 日

国営事業管理委員会
委員長 廣瀬 伸 殿

第三者委員会
委員長 佐藤 政良



答 申

平成 20 年 5 月 20 日付け 20 関整第 221 号（設）をもって諮問のあった「国営北総中央土地改良事業の再評価（案）」及び「国営両総土地改良事業の再評価（案）」について、別添意見を答申する。

北 総 中 央 土 地 改 良 事 業

本地域では、個人あるいはグループによる地下水を利用した畑作営農が長期にわたって行われ、落花生、すいかなどを中心に千葉県有数の産地が形成されてきた。また、本地域の農業用水は、水の乏しい台地にあつて地域の防火用水にも使用されてきた。しかし、本地域では昭和47年から県の環境保全条例により地下水採取が規制され、従来の地下水を利用した農業用水の地表水への転換が要請されている。加えて、現用水施設の老朽化が進行しており、それらの更新も課題になっている。

このため、本事業は、利根川から用水を導入することによって、従来の地下水利用の転換を図るとともに、本地区内で従来かんがい施設を持たなかつた農地にも農業用水を供給することによって、本地区内農業の更なる発展を図るものである。

本地区は、千葉県全体と比べて専業農家の割合が高く、1戸当たり経営面積も大きいなど、本事業によって農業が発展できる地域条件を保持している。本事業は、現在、幹線用水路の建設が概ね終了し、今後は調整水槽より末端の整備が主となる。これらは本事業による末端用水路工事や関連事業が担うことになるので、地元との連絡・調整を密にし、意欲の高いブロックを先導的に進めて事業の効果を早期に示す等、計画的かつ戦略的に事業を推進して行くことが望まれる。

本地区における農業用水の確保には、用水供給の拡大や安定化により、市場の要求に応じた作物多様化・計画的出荷はもとより、従来から定着している防火用水への利用や、冬期から春先に問題となっている土ぼこりの防止対策等、様々な地域用水機能の発揮が期待される。

これら農業外の様々な効果については、本事業による地下水転換の効果を含め、今後、用水の使用状況の把握や効果的な散水方法の検討などを継続的に行い、適切な実現方法の樹立と評価がなされることが望ましい。

両 総 土 地 改 良 事 業

古来、水稻作のための用水の確保に非常な苦勞をしてきた本地区では、戦後、旧両総用水事業により利根川からの導水が実現し、水田面積が増大するとともに、収量が安定化し、千葉県的一大穀倉地帯となった。しかし、なお利用可能水量が十分ではなかったこと、また用水配分操作が適切に行えなかったことなどから、本地区では、個別に反復利用を行ったり、透水性の高い土壌条件の下で、「地下水止め」の設置によって減水深の増大を抑制したりするなど、水管理の工夫で対処してきた。このような状況は、耕地の汎用化、水管理労力の節減等、今後目指すべき農業、農地・水管理の実現にとって大きな制約になっている。また、旧事業で造成した水利施設は老朽化が著しく、維持管理費用の増大が大きな問題であった。

このため、本事業では、開水路を基本とした旧施設のパイプラインによる更新を図るとともに、用水配分の地域的公平化を実現するために幹線用水路を追加新設し、併せて関連事業の実施により末端地区レベルでの用水反復利用システムを構築して、用水利用の合理化を図ることを目指している。近年、急速に深刻さを増す世界の食料問題や日本及び本地域の社会経済状況等からみて、ますます本事業の意義が大きくなっていると判断される。

本事業では、現在、幹線水路の建設が進み、一部の通水が実現しており、受益が開始された農家の満足度は高く、その有効性が示唆される。また、地域の農業者が共同して新しい水利用、土地利用を実現し、経営の規模拡大、法人化等新たな農業の展開をもたらすことが期待されることから、効果の早期発現に向け、事業費の節減に努力しつつ、本事業及び関連事業の着実な推進を図る必要がある。その際、両総用水の歴史的経緯と地域発展への役割について地域住民の理解を深める努力が一層望まれる。加えて、水路のパイプライン化によって水路敷地の上部利用も可能となることから、将来の用水管理活動への十分な配慮をした上で、地域のための多様な活用法を受益者や関係機関と連携しながら検討することが重要である。

また、他地域で問題となっているような外来動植物の侵入についても、水路のパイプライン化により目視できなくなるため、関係機関と連携しながら監視する取組を検討されたい。